

●香川県選挙管理委員会告示第93号

平成22年10月24日執行の香川県議会議員補欠選挙（木田郡選挙区）において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり定める。

平成22年10月15日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成22年10月15日